

令和9年度酒々井町防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ

1 自治会等での事前準備

(1) 設置の必要性の検討

犯罪の発生状況や犯罪防止の効果などにより、防犯カメラ設置の必要性について検討しましょう。

(2) 設置場所・設置台数の検討

犯罪等の発生状況や防犯カメラの被写体となり得る人や建物等へのプライバシーへの配慮、土地所有者の意向などにより、設置場所と台数について検討しましょう。

(3) 関係機関（警察署、道路管理者など）との協議・調整

設置場所等に関して警察との協議が必要となります。また、道路上に設置するのであれば、道路管理者（町道であれば町のまちづくり課）へ相談の上、道路占用許可などを得る必要があります。

(4) 設置場所周辺住民などへの説明

自治会員や設置予定場所周辺住民への説明を十分に行い、理解を得ましょう。

(5) 設置費用の確認

設置工事業者から見積書などを取り寄せ、電気料金やメンテナンス料金も含めた費用面の検討を行いましょう。

(6) 設置予算の計上

自治会等の予算に設置費用を計上し、承認を得ましょう。

2 事前協議書の提出（令和8年4月から9月末予定）

町（くらし安全協働課危機管理室）と打合せの上、「事前協議書」を作成し提出してください。

【様式】事前協議書

【添付書類】

防犯カメラの設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面

防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真

防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し

3 防犯カメラ管理運用規程の作成（実績報告を行うまで）

自治会等の防犯カメラ管理運用規程を作成し、町へ提出してください。

防犯カメラ管理運用規程【参考例】を参考にしてください。

○管理運用規定の内容

- ・設置目的、設置場所及び設置台数
- ・撮影している旨の表示及び設置者の表示
- ・管理責任者及び取扱担当者（以下「管理責任者等」という。）の指定
- ・管理責任者等の守秘義務
- ・画像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法
- ・画像の利用及び提供の制限
- ・苦情処理に関する事項

4 交付申請書の提出 (令和9年4月から5月上旬予定)

町との事前協議終了後、補助金の交付申請書を作成し、町へ提出してください。

【様式】 防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

事業計画書

収支予算書及び前年度決算書

防犯カメラの設置予定場所の現況写真

防犯カメラの購入、設置工事見積書とその内訳書の写し

設置予定の防犯カメラの仕様書写し

その他町長が必要とする書類

5 契約締結・工事着手 (令和9年8月から12月予定)

「補助金交付決定通知書」を町から受け取った後、設置工事の契約を締結し、工事に着手してください。

《注意事項》

- ・工事着工日を記録（実績報告書作成時に必要）
- ・工事内容や金額が変更となる場合は、「補助金変更交付申請書」（様式第3号）の提出が必要です。

6 工事完了 (工事完了後)

工事完了後、町へ工事完了の報告をしてください。町は自治会等の立会いの下、工事内容の確認を行います。

《注意事項》

- ・工事完了日を記録（実績報告書作成時に必要）

7 実績報告書の提出 (令和10年1月末予定)

町による工事内容の確認後、実績報告書を作成し、町へ提出してください。

【様式】 補助金実績報告書（様式第4号）

【添付書類】

事業報告書

収支決算書

防犯カメラ等設置後の現況写真及び防犯カメラ設置表示板の現況写真

防犯カメラ等設置工事契約書の写し

防犯カメラ等設置工事費領収書及びその内訳書の写し

設置した防犯カメラの撮影映像を印刷したもの

その他町長が必要とする書類

8 補助金交付請求書の提出 (令和10年2月予定)

「補助金確定通知書」を町から受け取った後、補助金交付請求書を作成し、町へ提出

してください。

【様式】 補助金交付請求書（様式第6号）

9 補助金の受領（令和10年2月末予定）

補助金交付請求書に記載された口座へ、町から補助金を入金します。